

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、呉市選挙管理委員会から報告があつた。

令和八年四月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
豊まちづくりセンター久比分館	呉市豊町久比字沖田 328 番地	令和 8 年 4 月 1 日